

## 税務課

### 1 税制改正

地方税法の一部改正等により、税条例に係る次の事項を施行した。

#### (1) 個人住民税関係

##### ア 住宅借入金等特別税額控除の特例の延長等

令和4年末までに入居された方のうち、一定の要件を満たしている方については、控除期間が13年間に延長された。

##### イ 国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、国や地方公共団体が実施する子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成等が非課税となった。

##### ウ セルフメディケーション税制の見直し

適用期限が現行の令和3年12月31日から5年間延長され、令和8年12月31日までになった。

#### (2) 固定資産税関係

ア 新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を講じた。

イ 中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する償却資産及び事業用家屋に対して課する令和3年度分の固定資産税の課税標準について、事業収入等の減少の程度に応じて2分の1又は全額を軽減した。

#### (3) 軽自動車税関係

ア 環境性能割について、軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直した。また、クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講じた。

イ 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特別措置の適用期間を9ヵ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とした。

ウ グリーン化特例（軽課）は、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、クリーンディーゼル車を構造要件による区分から削除した。

#### (4) たばこ税関係

軽量な葉巻たばこ（1本あたりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とした。

### 2 課税状況

#### (1) 個人市民税

ア 市民税納税義務者等状況（「市町村課税状況等の調」による。令和3年7月1日現在）

所得者区分	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (人)
	納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	所得割額 (千円)	
給与所得者	28,626	100,191	26,532	2,810,906	28,626
営業等所得者	1,681	5,884	1,390	167,913	1,681
農業所得者	98	343	79	7,742	98
その他の所得者	8,290	29,015	6,436	393,185	8,290
家屋敷等のみ	43	151			43
合計	38,738	135,584	34,437	3,379,746	38,738

イ 市民税課税標準段階別所得割額等状況

(「市町村課税状況等の調」による。令和3年7月1日現在)

課税標準額の段階	納税義務者数 (人)	構成割合 (%)	所得割額 (千円)	構成割合 (%)
10万円以下の金額	1,681	4.9	14,322	0.4
10万円を超え100万円以下	12,689	36.8	373,350	11.0
100万円を超え200万円以下	10,338	30.0	851,889	25.2
200万円〃300万円〃	4,937	14.3	672,167	19.9
300万円〃400万円〃	2,324	6.8	463,217	13.7
400万円〃550万円〃	1,402	4.1	369,655	11.0
550万円〃700万円〃	408	1.2	146,115	4.3
700万円〃1,000万円〃	318	0.9	147,654	4.4
1,000万円を超える金額	340	1.0	341,377	10.1
合計	34,437	100.0	3,379,746	100.0

(2) 法人市民税

ア 課税対象法人数

(「市町村課税状況等の調」による。令和3年7月1日現在)

資本金等による区分	従業者数	納税義務者数(団体)	構成割合(%)
50億円を超えるもの	50人超	12	0.6
10億円を超え50億円以下のもの	50人超	6	0.3
10億円を超えるもの	50人以下	100	5.0
1億円を超え10億円以下のもの	50人超	15	0.7
	50人以下	65	3.3
1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	47	2.4
	50人以下	367	18.5
1千万円以下のもの	50人超	8	0.4
	50人以下	1,367	68.8
法人でない社団等		0	0.0
合計		1,987	100.0

イ 調定額(現年課税分)

(令和4年5月末日現在)

均等割額(円)	法人税割額(円)	計(円)
220,068,600	577,710,700	797,779,300

(3) 固定資産税

ア 土地(法定免税点以上のもの)

(「土地に関する概要調書」による。令和3年1月1日現在)

区分	納税義務者(人)	地積(m <sup>2</sup> )	決定価格(千円)	課税標準額(千円)
田	/	29,798,722	7,863,393	6,089,653
畑		2,652,137	490,812	289,831
宅地		14,332,682	245,155,648	92,657,707
鉱泉地		4	7	7
山林		30,154,993	398,623	398,623
牧場		15,622	897	897
原野		3,634,281	38,846	38,808

雑種地		24,987,932	36,323,648	24,893,102
計	28,239	105,576,373	290,271,874	124,368,628

イ 家屋（法定免税点以上のもの）

（「家屋に関する概要調書」による。令和3年1月1日現在）

区 分	納税義務者数 (人)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
木 造		36,863	3,202,255	59,694,365
非木造		17,092	3,204,701	101,746,876
計	27,632	53,955	6,406,956	161,441,241

うち新增築分

（「家屋に関する概要調書」による。令和3年1月1日現在）

区 分	納税義務者数 (人)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
木 造		209	23,790	1,912,476
非木造		78	37,577	3,131,700

ウ 償却資産（法定免税点以上のもの）

（「償却資産に関する概要調書」による。令和3年1月1日現在）

区 分	納税義務者数 (人)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
市長が価格等の決定を行うもの	1,126	66,983,900	61,765,629
法第389条関係	7	20,449,328	19,726,621
計	1,133	87,433,228	81,492,250

エ 国有資産等所在市町村交付金

（「国有資産等所在市町村交付金に関する概要調書」による。令和3年1月1日現在）

区 分	交付者数	台帳価格 (円)	算定標準額 (円)	交付金額 (円)
土 地		1,752,517,979	1,247,527,000	17,465,200
家 屋		1,772,172,554	902,473,000	12,634,600
償却資産		11,508,719,509	11,503,777,000	161,052,800
計		5 団体	15,033,410,042	13,653,777,000

(4) 軽自動車税

（「市町村課税状況等の調」による。令和3年4月1日現在）

区 分		台数 (台)	税率 (円)	調定額 (千円)	
原 自 動 車 機 車 付	50cc以下	3,821	2,000	7,642	
	51cc～90cc	265	2,000	530	
	91cc～125cc	1,070	2,400	2,568	
	ミニカー	51	3,700	189	
	小 計	5,207		10,929	
軽 自 動 車	二輪車(含側車)	1,122	3,600	4,039	
	三輪車	0	3,100	0	
	旧税率	乗用 (営業用)	2	5,500	11
		乗用 (自家用)	8,055	7,200	57,996
		貨物用 (営業用)	88	3,000	264
		貨物用 (自家用)	2,061	4,000	8,244
	新税率	乗用 (営業用)	0	6,900	0
		乗用 (自家用)	6,868	10,800	74,174
		貨物用 (営業用)	59	3,800	224
		貨物用 (自家用)	1,900	5,000	9,500

	重課	乗用（営業用）	0	8,200	0
		乗用（自家用）	4,212	12,900	54,335
		貨物用（営業用）	40	4,500	180
		貨物用（自家用）	2,603	6,000	15,618
	75% 軽課	乗用（営業用）	0	1,800	0
		乗用（自家用）	0	2,700	0
		貨物用（営業用）	0	1,000	0
		貨物用（自家用）	0	1,300	0
	50% 軽課	乗用（営業用）	0	3,500	0
		乗用（自家用）	75	5,400	405
		貨物用（営業用）	0	1,900	0
		貨物用（自家用）	0	2,500	0
	25% 軽課	乗用（営業用）	0	5,200	0
		乗用（自家用）	696	8,100	5,638
		貨物用（営業用）	0	2,900	0
		貨物用（自家用）	48	3,800	182
小 計		27,829		230,810	
小特 型殊	農耕作業用	2,220	2,400	5,328	
	その他作業用	158	5,900	932	
	小 計	2,378		6,260	
二輪の小型自動車		1,122	6,000	6,732	
合 計		36,536		254,731	

(5) 市たばこ税（令和3年4月～令和4年3月調定）

期 間	税 率	売渡し本数（本）	税 額（円）
～令和3年9月	6,122円／1,000本	52,739,785	322,872,962
令和3年10月～	6,552円／1,000本	31,014,683	203,208,510
計		83,754,468	526,081,472
手持品課税	税 率	手持本数（本）	税 額（円）
令和3年10月1日時点	430円／1,000本	5,216,863	2,243,233
市たばこ税 合計			528,324,705

(6) 都市計画税（法定免税点以上のもの）

（「都市計画税に関する調」による。令和3年1月1日現在）

区 分	納税義務者数（人）	課税標準額（千円）
土 地	19,104	92,191,958
家 屋	19,022	103,546,839
計	（実数） 22,435	195,738,797

(7) 入湯税（令和3年4月～令和4年3月調定）

ア 入湯者数

入湯者数 合計（人）	課 税 人 数（人）			課 税 免 除 人 数（人）		
	計	宿 泊	日帰り	計	小学生以下	学校行事等
408,693	361,118	59,471	301,647	47,575	45,017	2,558

イ 入湯税額

	税率（円）	税額（円）
宿 泊	150	8,920,650
日帰り	50	15,082,350
計		24,003,000

### 3 収入の状況

(単位：円，%)

区分	調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額	収入未済額	徴収率 B/A
1 市民税	4,528,013,020	4,387,351,095	16,773,371	123,888,554	96.9
個人 現年課税分	3,581,748,507	3,549,300,916	979,319	31,468,272	99.1
〃 滞納繰越分	133,492,441	38,163,979	15,503,737	79,824,725	28.6
法人 現年課税分	797,779,300	795,803,000	0	1,976,300	99.8
〃 滞納繰越分	14,992,772	4,083,200	290,315	10,619,257	27.2
2 固定資産税	5,643,270,610	5,461,544,088	16,156,670	165,569,852	96.8
純固定資産税	5,452,118,010	5,270,391,488	16,156,670	165,569,852	96.7
現年課税分	5,153,228,700	5,099,684,131	1,185,841	52,358,728	99.0
滞納繰越分	298,889,310	170,707,357	14,970,829	113,211,124	57.1
国有資産等所在市町村交付金	191,152,600	191,152,600	0	0	100.0
3 軽自動車税	278,182,461	262,289,301	2,424,954	13,468,206	94.3
種別割	268,553,761	252,660,601	2,424,954	13,468,206	94.1
現年課税分	253,645,200	249,186,066	240,100	4,219,034	98.2
滞納繰越分	14,908,561	3,474,535	2,184,854	9,249,172	23.3
環境性能割	9,628,700	9,628,700	0	0	100.0
4 市たばこ税	528,324,705	528,324,705	0	0	100.0
5 都市計画法	615,656,369	587,632,054	2,888,767	25,135,548	95.4
現年課税分	584,294,700	578,239,770	134,459	5,920,471	99.0
滞納繰越分	31,361,669	9,392,284	2,754,308	19,215,077	29.9
6 入湯税	24,003,000	24,003,000	0	0	100.0
一般会計 市税 計	11,617,450,165	11,251,144,243	38,243,762	328,062,160	96.8
現年課税分	11,123,805,412	11,025,322,888	2,539,719	95,942,805	99.1
滞納繰越分	493,644,753	225,821,355	35,704,043	232,119,355	45.7
7 利子割交付金	8,811,000	8,811,000			100.0
8 配当割交付金	89,001,000	89,001,000			100.0
9 株式等譲渡割交付金	104,915,000	104,915,000			100.0
10 地方消費税交付金	1,752,309,000	1,752,309,000			100.0
11 ゴルフ場利用税交付金	569,598,457	569,598,457			100.0
12 環境性能割交付金	38,805,541	38,805,541			100.0
交付金 計	2,563,439,998	2,563,439,998			100.0

(令和4年5月31日現在)

### 4 窓口事務

#### (1) 諸証明発行、閲覧内訳

(単位：件)

区分	納税証明		所得証明	評価証明	公課証明	資産証明	住宅用家屋証明	
	軽自	一般					72条の2	73・74条
上半期	1,747	876	6,296	1,790	381	0	62	60
下半期	2,036	1,016	2,876	1,410	308	0	69	74
年間計	3,783	1,892	9,172	3,200	689	0	131	134

区分	軽自動車減免 受けない証明	国保 税額	営業 証明	その他 証明	課税台帳 閲覧	合計
上半期	102	30	4	26	409	11,783
下半期	12	161	3	9	468	8,442
年間計	114	191	7	35	877	20,225

## (2) 原動機付自転車登録等状況

(単位：件)

区 分	登 録	廃 車	その他	合 計
上半期	524	390	80	994
下半期	464	505	62	1,031
年間計	988	895	142	2,025

## 5 手数料等

月 別	諸 証 明 等		督 促	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
4	1,913	404,300	316	25,280
5	1,498	323,700	203	16,240
6	2,827	707,000	1,651	132,060
7	2,344	622,950	1,360	108,814
8	1,594	392,450	897	71,740
9	1,607	382,200	1,535	122,800
10	1,471	331,300	1,439	115,120
11	1,444	344,850	703	56,240
12	1,269	317,650	956	76,480
1	1,392	289,500	502	40,160
2	1,294	287,100	1,472	117,760
3	1,572	333,650	3,309	264,720
計	20,225	4,736,650	14,343	1,147,414

## 6 県民税の賦課徴収事務

## (1) 県民税の課税及び徴収の状況

(単位：円，%)

区 分	調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額	未収入額	徴収率 B/A
計	2,474,557,704	2,389,451,722	10,978,631	74,127,351	96.6
現年課税分	2,385,644,293	2,364,032,386	652,281	20,959,626	99.1
滞納繰越分	88,913,411	25,419,336	10,326,350	53,167,725	28.6

## (2) 県民税徴収事務取扱及び委託金

区 分	算 定 基 礎	乗 数	委託金の額 (円)
納 税 義 務 者 数	39,018 人	3,000 円	117,054,000
過 誤 納 還 付 金	8,614,800 円		3,444,147
還 付 加 算 金	13,100 円		5,236
配 割 株 割 還 付 分	1,946,035 円		1,946,035
納 税 通 知 書 等 の 数 (平成 18 年度以前分)	0 枚	60 円	0
払 込 税 額 (平成 18 年度以前分)	469,520 円	0.07	32,866
計			122,482,284

## 7 還付金事務

一般市税及び国民健康保険税の更正決定等に基づく還付

区 分	歳 出 還 付		歳 入 戻 出	
	件数 (件)	還付金・加算金 (円)	件数 (件)	還付金 (円)
一般市税等 計	1,120	36,160,782	3,233	38,838,010
個人市・県民税	968	13,305,066	2,850	19,565,490
法人市民税	99	13,035,000	136	11,410,040
固定資産・都市計画税	49	9,805,516	207	7,583,040
軽自動車税	4	15,200	40	279,440
国民健康保険税	505	8,823,513	2,509	27,224,124

## 8 その他の事務

### (1) 納付方法の拡充

クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォンアプリによる市税のオンライン決済を令和3年4月から導入した。

### (2) 広報活動

納税等に関する意識の高揚を図るため、次の活動を実施した。

ア 申告に関する指導とPR活動

イ 「広報みき」によるPR活動

ウ 税理士による税務相談の実施（原則、偶数月の第2水曜日）

### (3) 土曜開庁

毎月第2土曜日に開庁し、所得証明等の発行や収納事務を行った。

### (4) 新型コロナウイルス感染症に係る減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った場合又は事業収入等が減少した場合に、国民健康保険税の減免を行った。

## 9 訟務関係

訴訟経過及び市の対応等

前年度からの継続 1件

【継続】令和2年（行ウ）第40号 固定資産税等賦課決定処分取消等請求事件

提訴日：令和2年7月23日

内容	当事者	訴訟経過・市の対応等
土地の課税に対し、住宅の住戸数の認定に起因した住宅用地の課税標準の特例適用に誤りがあるとし、固定資産税及び都市計画税（平成13年度～平成29年度）の賦課決定を取消し、過大賦課分の還付及び遅延損害金の支払いを求める訴訟	<p>【原告】 固定資産税等賦課決定処分の取消等を求める市民1人</p> <p>【被告】 三木市</p>	<p>（提訴以降、過年度において口頭弁論1回、弁論準備2回）</p> <p>令和3年4月22日 弁論準備 (web) 令和3年7月8日 弁論準備 (web) 令和3年9月16日 弁論準備 (web) 令和3年11月11日 弁論準備 (web) 令和3年12月2日 口頭弁論</p> <p>【判決】 令和4年3月24日 神戸地方裁判所判決言渡し</p>

		<p><b>【判決内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三木市長が平成 29 年 4 月 4 日付けで原告に対してした平成 29 年度分の固定資産税の賦課決定のうち、土地の固定資産税相当額が 3 万 1879 円を超える部分を取り消す。</li> <li>・三木市長が平成 29 年 4 月 4 日付けで原告に対してした平成 29 年度分の都市計画税の賦課決定のうち、土地の都市計画税相当額が 1 万 3662 円を超える部分を取り消す。</li> <li>・原告のその余の請求を棄却する。</li> <li>・訴訟費用はこれを 25 分し、その 1 を被告、その余を原告の負担とする。</li> </ul> <p><b>【訴訟費用等（令和 3 年度）】</b></p> <p style="text-align: right;">0 円</p>
--	--	--